

確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス

変更後	変更前
確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス	確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス
制定 2002年 8月26日 全文改定 2017年12月20日 改定 2018年 2月21日 改定 2018年12月21日 改定 2019年 3月25日 改定 2019年 7月22日 改定 2020年 6月22日 改定 2021年 9月17日 改定 2021年12月20日 改定 2022年10月24日 <u>改定 2024年 3月26日</u>	制定 2002年 8月26日 全文改定 2017年12月20日 改定 2018年 2月21日 改定 2018年12月21日 改定 2019年 3月25日 改定 2019年 7月22日 改定 2020年 6月22日 改定 2021年 9月17日 改定 2021年12月20日 改定 2022年10月24日
公益社団法人 日本年金数理人会	公益社団法人 日本年金数理人会
(略)	(略)

目次

変更後	変更前
目次	目次
〔用語の略称等〕…………… 1 0 第 1 節 基礎率…………… 1 1 第 2 節 財政方式…………… 2 4 第 3 節 掛金…………… 2 6 第 4 節 財政検証…………… 5 0 第 5 節 財政計算…………… 8 <u>5</u> 第 6 節 その他の事項…………… 9 2	〔用語の略称等〕…………… 1 0 第 1 節 基礎率…………… 1 1 第 2 節 財政方式…………… 2 4 第 3 節 掛金…………… 2 6 第 4 節 財政検証…………… 5 0 第 5 節 財政計算…………… 8 <u>4</u> 第 6 節 その他の事項…………… 9 2

変更後		変更前	
第 7 節	年金数理人の確認	第 7 節	年金数理人の確認
	102		101
第 8 節	簡易な基準	第 8 節	簡易な基準
	104		103
補足事項	財政悪化リスク相当額	補足事項	財政悪化リスク相当額
	106		105
付録 1	確定給付企業年金に関する様式マニュアル	付録 1	確定給付企業年金に関する様式マニュアル
	151		149
付録 2	平成29年1月改正後の財政運営にかかる数値例	付録 2	平成29年1月改正後の財政運営にかかる数値例
	195		193

第 1 節 基礎率

変更後		変更前	
標準掛金および数理債務の算定に用いる基礎率は、規則第 4 3 条に基づき、以下に留意して設定する。	・簡易な基準を使用する場合は、予定利率、予定死亡率のみを使用する。ただし、指標を用いている場合は、指標の予測を基礎率として使用する。 〔第 8 節 簡易な基準〕参照	標準掛金および数理債務の算定に用いる基礎率は、規則第 4 3 条に基づき、以下に留意して設定する。	・簡易な基準を使用する場合は、予定利率、予定死亡率のみを使用する。ただし、指標を用いている場合は、指標の予測を基礎率として使用する。 〔第 8 節 簡易な基準〕参照
1. ～ 2. (略)		1. ～ 2. (略)	
3. その他留意事項 (1)～(5) (略) (6)新規加入者の見込み (略)		3. その他留意事項 (1)～(5) (略) (6)新規加入者の見込み (略)	
〔異例処理〕 ・過去 3 年間以上の算定の基礎となるデータを得られない場合には、年金財政の健全性に配慮の上、従前の見込みを適宜補正することにより算定することができる。	・例えば、 <u>新規加入者数のデータが 0 件である場合は、実施事業所における給与規程や採用計画等を用いる方法により新規加入者の見込みを定めることが適切と考えられるが、必要に応じて同業他社や類似企業等で使用しているデータ、他の給付区分に基づくデータ、厚生年金被保険者データ等を用いることも考えられる。</u>	〔異例処理〕 ・過去 3 年間以上の算定の基礎となるデータを得られない場合には、年金財政の健全性に配慮の上、従前の見込みを適宜補正することにより算定することができる。	<u>(新設)</u>
(略) (7)～(9) (略)	(略)	(略) (7)～(9) (略)	(略)

第4節 財政検証

変更後		変更前	
<p>1. (略)</p> <p>2. 非継続基準の財政検証</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法 (略)</p> <p>①積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法(規則第58条)</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額の算定に係る留意事項</p> <p>・規則第58条における「翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額」は、翌事業年度における掛金見込額から給付見込額を減算し運用収益見込額(運用損失が見込まれる場合は負値)を加算して算定する。翌事業年度における掛金見込額、給付見込額及び運用収益見込額は、合理的な方法で算定する。</p> <p><u>・この際、積立金の増加(減少)見込の算定に用いる掛金見込額及び給付見込額は、最低積立基準額の増加(減少)見込の算定と不整合とならないよう見込む必要があると考えられる。</u></p> <p><u>・掛金見込額、給付見込額及び運用収益見込額以外による積立金の増加(減少)見込であっても、それが既に生じている又は確実に生じる場合には反映することができると考えられる。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ. 規則第58条についての留意事項</p> <p>○当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行ったときの留意事項</p> <p><u>・当該財政再計算の適用時期に関わらず、同条の計算においては、当該財政再計算を反映した最低積立基準額、当該財政再計算における積立金を用いて行うことに留意する。</u></p> <p><u>・なお、同条第1項第1号における積立比率が1.0以上となった場合は、同条同項第1号及び第2号に定める額(翌事業年度に拠出する特例掛金額の下限及び上限)は0となることに留意する。</u></p>	<p>・一度定めた算定方法は財政検証で継続的に用いることとし、合理的な理由なく変更してはならない。</p> <p><u>(例示)</u></p> <p><u>・業務経理からの受入金(業務経理から年金経理へ繰入れを行うことが確定している場合に限る)</u></p> <p>(略)</p> <p>・財政決算に財政再計算を反映していない場合、非継続基準の判定も財政再計算反映前の財政決算に基づき行うが、特例掛金の算定においては、特例掛金の拠出時期によらず、財政再計算を反映することに留意すること。</p> <p><u>・積立金の額が変動する財政再計算として、合併・分割・権利義務移転又は承継や確定拠出年金への移行等がある。</u></p> <p><u>・同条第2項(翌々事業年度に拠出する場合の読み替え)において準用する同条第1項第1号における積立比率が1.0以上となった場合についても同様。</u></p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 非継続基準の財政検証</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法 (略)</p> <p>①積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法(規則第58条)</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額の算定に係る留意事項</p> <p>・規則第58条における「翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額」は、翌事業年度における掛金見込額から給付見込額を減算し運用収益見込額(運用損失が見込まれる場合は負値)を加算して算定する。翌事業年度における掛金見込額、給付見込額及び運用収益見込額は、合理的な方法で算定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ. 規則第58条についての留意事項</p> <p>○当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行ったときの留意事項</p> <p><u>・給付増額・減額にかかわらず、特例掛金の算定においては、当該財政再計算の適用時期によらず当該財政再計算を反映した当該事業年度の最低積立基準額及び当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額を用いること。</u></p> <p><u>・規則第58条第1項第1号における積立比率及び同条同項第2号における最低積立基準額についても当該財政再計算の内容を反映すること。この場合において、規則第58条同項第2号に定める額は0を下限とし、同条同項第1号における積立比率が1.0以上となったときの同条同項第1号に定める額は0とすること。</u></p> <p><u>・当該事業年度の末日までを計算基準日として規則第50条に定める合併・分割・権利義務移転又は承継による財政再計算を行ったときは規則第58条第1項第1号及び第2号の積立金の額も当該財政再計算を反映したものとすること。</u></p>	<p>・一度定めた算定方法は財政検証で継続的に用いることとし、合理的な理由なく変更してはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>・財政決算に財政再計算を反映していない場合、非継続基準の判定も財政再計算反映前の財政決算に基づき行うが、特例掛金の算定においては、特例掛金の拠出時期によらず、財政再計算を反映することに留意すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>・規則第58条第2項において準用する同条第1項第1号における積立比率および同条第2項において準用する同条第1項第2号における最低積立基準額についても同様である。</u></p>

変更後		変更前	
<p>(略)</p> <p>②積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法（確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に、積立比率が1.0以上とすることが見込まれるような積立計画を作成し、基準日の翌々日から起算して1年以内に当該計画を実施すること。</li> </ul> <p>・翌事業年度の運用利回りの見込みについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことができる。</p> <p>・翌々事業年度以後の運用利回りについては、以下のうち最も高い率を上回らないように定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率</li> <li>当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率</li> <li>当該事業年度を含む直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均と掛金の算定に用いた予定利率のうち、いずれか低い率</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>回復計画における掛金拠出期間は、最長で当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から8年間とすることも考えられる。</u></li> <li><u>ただし、回復計画に基づく特例掛金の実際の拠出は翌々事業年度から行われるため、この場合、実際の拠出に基づく積立比率は翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に必ずしも1.0以上としないことに留意する必要がある。</u></li> <li><u>回復計画は、当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に積立比率を1.0以上とするものであり、法令の趣旨を踏まえると、実際の掛金拠出期間を考慮した場合でも翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に積立比率が1.0以上となることが望ましいと考えられる。</u></li> </ul> <p>・直近5事業年度の運用利回りの実績の平均について、DB発足から5事業年度経過していない場合は、以下のいずれかの利率を用いること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>DB発足以降の期間における平均</li> <li>厚生年金基金、適年から移行している場合、または、合併・分割により設立された場合には、データが取れる範囲での当該旧制度等を含めた直近5事業年度以内の平均（移行等により決算月を変更している場合や、厚生年金基金または適年として実施した最終決算以降の旧制度の期間がある場合、適年の期間に係る時価資産算出が困</li> </ol>	<p>(略)</p> <p>②積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法（確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に、積立比率が1.0以上とすることが見込まれるような積立計画を作成し、基準日の翌々日から起算して1年以内に当該計画を実施すること。</li> </ul> <p>・翌事業年度の運用利回りの見込みについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことができる。</p> <p>・翌々事業年度以後の運用利回りについては、以下のうち最も高い率を上回らないように定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率</li> <li>当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率</li> <li>当該事業年度を含む直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均と掛金の算定に用いた予定利率のうち、いずれか低い率</li> </ol>	<p>(新設)</p> <p>・直近5事業年度の運用利回りの実績の平均について、DB発足から5事業年度経過していない場合は、以下のいずれかの利率を用いること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>DB発足以降の期間における平均</li> <li>厚生年金基金、適年から移行している場合、または、合併・分割により設立された場合には、データが取れる範囲での当該旧制度等を含めた直近5事業年度以内の平均（移行等により決算月を変更している場合や、厚生年金基金または適年として実施した最終決算以降の旧制度の期間がある場合、適年の期間に係る時価資産算出が困</li> </ol>

変更後		変更前	
<p>・この際、積立金の増加（減少）見込の算定に用いる掛金見込額及び給付見込額は、最低積立基準額の増加（減少）見込の算定と不整合とならないよう見込む必要があると考えられる。</p> <p>・掛金見込額、給付見込額及び運用収益見込額以外による積立金の増加（減少）見込であっても、それが既に生じている又は確実に生じる場合には反映することができると考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>③積立不足に伴う掛金の抛出手法 (略)</p> <p>○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条に定める「翌事業年度における掛金」</p> <p>・「翌事業年度における掛金」には、令第54条の4、規則第59条（<u>附則第4条第2項を含む</u>）及び規則第64条に定める掛金、規則第88条及び第88条の2に基づき抛出手法は含まれない。</p> <p>・「翌事業年度における掛金」については、実績掛金によるほか、財政検証時の人数・給与に掛金率を乗じたものとする等合理的に計算した額とすることができる。</p> <p>・段階引上げを用いて特別掛金を算定している場合、「翌事業年度における掛金」に代えて「翌々事業年度における掛金」を用いることができる。また、「規則第46条第1項第1号（元利均等償却）により計算した場合の翌々事業年度における掛金」を用いることもできる。</p> <p>(略)</p> <p>3. ～6. (略)</p>	<p>難な場合等の場合には必要に応じて合理的に補整)</p> <p>(例示)</p> <p>・業務経理からの受入金（業務経理から年金経理へ繰入れを行うことが確定している場合に限る）</p> <p>(略)</p> <p>例：「規則第46条第1項第1号（元利均等償却）により計算した場合の翌々事業年度における掛金」の例示 当該事業年度の末日の段階引上げによる特別掛金収入現価と残余償却期間を使い、元利均等償却を前提に算定した掛金率を用いて計算した翌々事業年度における掛金</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>③積立不足に伴う掛金の抛出手法 (略)</p> <p>○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条に定める「翌事業年度における掛金」</p> <p>・「翌事業年度における掛金」には、令第54条の4、規則第59条及び規則第64条に定める掛金、規則第88条及び第88条の2に基づき抛出手法は含まれない。</p> <p>・「翌事業年度における掛金」については、実績掛金によるほか、財政検証時の人数・給与に掛金率を乗じたものとする等合理的に計算した額とすることができる。</p> <p>・段階引上げを用いて特別掛金を算定している場合、「翌事業年度における掛金」に代えて「翌々事業年度における掛金」を用いることができる。また、「規則第46条第1項第1号（元利均等償却）により計算した場合の翌々事業年度における掛金」を用いることもできる。</p> <p>(略)</p> <p>3. ～6. (略)</p>	<p>難な場合等の場合には必要に応じて合理的に補整)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>例：「規則第46条第1項第1号（元利均等償却）により計算した場合の翌々事業年度における掛金」の例示 当該事業年度の末日の段階引上げによる特別掛金収入現価と残余償却期間を使い、元利均等償却を前提に算定した掛金率を用いて計算した翌々事業年度における掛金</p> <p>(略)</p>

第4節 財政検証（リスク分担型企業年金）

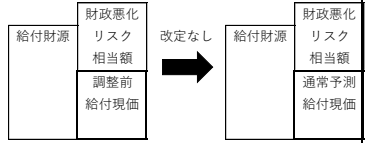
変更後		変更前	
<p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 調整率</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>・調整率は財政バランスが保たれるよう十分な桁数で設定するものであることに留意する必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 調整率</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

変更後		変更前	
<p>(2)規則第25条の2第1項第3号に定める調整率の改定時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整率の改定は、当該事業年度の翌事業年度又は翌々事業年度以降の事業年度の調整率について行うものとし、当該翌事業年度又は翌々事業年度以降5事業年度については、調整率を段階的に引き上げまたは引き下げることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>調整率の段階的な引き上げ・引き下げ幅が毎年一定である等の合理的な引き上げ・引き下げであることに留意する。</u> (段階的な引き上げ・引き下げの例示)</li> <li><u>調整率を毎年度1割ずつ引き(上げ;下げ)、5事業年度目以降は一定となるものとする。</u> 例: 現行調整率 1.0 初回引上げ日 H31.4.1 引上げ幅 1割 H31.4.1 1.1 R2.4.1 1.2 R3.4.1 1.3 R4.4.1 1.4 R5.4.1 1.5 (R5.4.1 が引上げ可能な最終日)</li> <li><u>調整率を毎年度1割ずつ乗数的に引き(上げ;下げ)、5事業年度目以降は一定となるものとする。</u> 例: 現行調整率 1.0 初回引上げ日 H31.4.1 引上げ幅 1割 H31.4.1 1.1 R2.4.1 1.21 R3.4.1 1.331 R4.4.1 1.4641 R5.4.1 1.61051 (R5.4.1 が引上げ可能な最終日)</li> <li><u>改定時期が規約に明確に規定されていれば年度途中で改定することも可能。</u></li> </ul>	<p>(2)規則第25条の2第1項第3号に定める調整率の改定時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整率の改定は、当該事業年度の翌事業年度又は翌々事業年度以降の事業年度の調整率について行うものとし、当該翌事業年度又は翌々事業年度以降5事業年度については、調整率を段階的に引き上げまたは引き下げることができる。</li> </ul>	<p><u>(新設)</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>調整率の適用を1年後とした場合には、当該1年後までの1年間に適用される調整率を用いて当該1年後までの1年間に発生する給付額を見込んだ上で、全体として財政均衡するように当該1年後以降の調整率を算定すること。</li> <li>調整率を複数年度にわたり段階的に引き上げまたは引き下げている場合で、翌年度以降の調整率が増加したときは、前年度に算定した将来の段階的な調整率の一部は適用せず、新たに設定された調整率を適用するよう算定すること。</li> <li>調整率を段階的に引き上げる(引き下げる)場合において、引上げ(引下げ)後の最終的な調整率は、調整率を一定とした場合に算定される値ではなく、経過的な調整率を加味したうえで財政バランスが保たれるように設定すること。</li> <li><u>翌事業年度又は翌々事業年度(実際の給付額に適用される事業年度)の調整率について、規約に定めるところにより、それ以降の事業年度の調整率よりも小数点以下の桁数を少なく端数処理することも考えられる。この場合、当該端数処理後の調整率を考慮に入れた上でそれ以降の事業年度の調整率を算定する必要があることに留意する。</u></li> </ul>	<p>(調整率の端数処理の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>実際の給付額に適用される事業年度の調整率については、1.00を上回る場合は小数点第3位以下切捨て、1.00以下の場合</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整率の適用を1年後とした場合には、当該1年後までの1年間に適用される調整率を用いて当該1年後までの1年間に発生する給付額を見込んだ上で、全体として財政均衡するように当該1年後以降の調整率を算定すること。</li> <li>調整率を複数年度にわたり段階的に引き上げまたは引き下げている場合で、翌年度以降の調整率が増加したときは、前年度に算定した将来の段階的な調整率の一部は適用せず、新たに設定された調整率を適用するよう算定すること。</li> <li>調整率を段階的に引き上げる(引き下げる)場合において、引上げ(引下げ)後の最終的な調整率は、調整率を一定とした場合に算定される値ではなく、経過的な調整率を加味したうえで財政バランスが保たれるように設定すること。</li> </ul>	<p><u>(新設)</u></p>

変更後		変更前	
	<p><u>は小数点第3位以下切上げとし、それ以降の事業年度の調整率は十分な桁数とする等。</u></p> <p><u>・実際の給付額に適用される事業年度(翌事業年度又は翌々事業年度)の調整率のみ規約に定め、それ以降の事業年度の調整率は規約に定めない(調整率の端数処理も行わない)ことも可能。</u></p>		

第5節 財政計算（リスク分担型企業年金）

変更後		変更前	
<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 財政計算における調整率</p> <p>(1)規則第25条の2第1項第1号に定める調整率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク分担型企業年金を開始するとき又はリスク分担型企業年金において給付設計を変更するとき（掛金の額に係る規約の変更を行う場合に限り）における調整率は1とする。</li> </ul> <p>(2)規則第25条の2第1項第2号に定める調整率の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>第4節 財政検証（リスク分担型企業年金）-7-（1）に準じる。</u></li> </ul>	<p>(略)</p> <p><u>・調整率は財政バランスが保たれるよう十分な桁数で設定するものであることに留意する必要がある。</u></p>	<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 財政計算における調整率</p> <p>(1)規則第25条の2第1項第1号に定める調整率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク分担型企業年金を開始するとき又はリスク分担型企業年金において給付設計を変更するとき（掛金の額に係る規約の変更を行う場合に限り）における調整率は1とする。</li> </ul> <p>(2)規則第25条の2第1項第2号に定める調整率の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>財政計算を行うときに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める基準を満たすように改定するものとする。</u></li> </ul> <p><u>以下、</u>  <math>給付財源 = 積立金 + リスク分担型企業年金掛金収入現価</math>  <u>とする。</u></p> <p><u>①給付財源 &gt; 調整前給付現価相当額 + 財政悪化リスク相当額の場合</u></p> $給付財源 = 財政悪化リスク相当額 + 通常予測給付現価$ <p><u>となるように調整率を改定する。</u></p> <p><u>②給付財源 &lt; 調整前給付現価相当額の場合</u></p> $給付財源 = 通常予測給付現価$ <p><u>となるように調整率を改定する。</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>①のイメージ</u></p> <p><u>②のイメージ</u></p>

変更後		変更前																					
<p>(3) 規則第25条の2第1項第3号に定める調整率の改定時期</p> <p>・ <u>第4節 財政検証（リスク分担型企業年金）-7-(2) に準じる。</u></p>		<p><u>③上記①、②以外の場合</u></p> <p><u>調整率は1とする。</u></p> <p>(3) 規則第25条の2第1項第3号に定める調整率の改定時期</p> <p>・ <u>調整率の改定は、当該財政計算の計算基準日の属する事業年度の翌事業年度又は翌々事業年度以降の事業年度の調整率について行うものとし、当該翌事業年度又は翌々事業年度以降5事業年度については、調整率を段階的に引き上げまたは引き下げることができる。</u></p> <p>・ <u>調整率の適用を1年後とした場合には、当該1年後までの1年間に適用される調整率を用いて当該1年後までの1年間に発生する給付額を見込んだ上で、全体として財政均衡するように当該1年後以降の調整率を算定すること。</u></p> <p>・ <u>調整率を複数年度にわたり段階的に引き上げまたは引き下げている場合で、翌年度以降の調整率が変化したときは、前年度に算定した将来の段階的な調整率の一部は適用せず、新たに設定された調整率を適用するよう算定すること。</u></p> <p>・ <u>調整率を段階的に引き上げる（引き下げる）場合において、引上げ（引下げ）後の最終的な調整率は、調整率を一定とした場合に算定される値ではなく、経過的な調整率を加味したう</u></p>	<p><u>③のイメージ</u></p>  <p>・ <u>調整率の段階的な引き上げ・引き下げ幅が毎年一定である等の合理的な引き上げ・引き下げであることに留意する。</u>  <u>（段階的な引き上げ・引き下げの例示）</u></p> <p>・ <u>調整率を毎年度1割ずつ引き（上げ；下げ）、5事業年度目以降は一定となるものとする。</u></p> <p>例：現行調整率 1.0  初回引上げ日 H31.4.1  引上げ幅 1割</p> <table border="1"> <tr><td>H31.4.1</td><td>1.1</td></tr> <tr><td>H32.4.1</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>H33.4.1</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>H34.4.1</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>H35.4.1</td><td>1.5</td></tr> </table> <p><u>（H35.4.1 が引上げ可能な最終日）</u></p> <p>・ <u>調整率を毎年度1割ずつ乗数的に引き（上げ；下げ）、5事業年度目以降は一定となるものとする。</u></p> <p>例：現行調整率 1.0  初回引上げ日 H31.4.1  引上げ幅 1割</p> <table border="1"> <tr><td>H31.4.1</td><td>1.1</td></tr> <tr><td>H32.4.1</td><td>1.21</td></tr> <tr><td>H33.4.1</td><td>1.331</td></tr> <tr><td>H34.4.1</td><td>1.4641</td></tr> <tr><td>H35.4.1</td><td>1.61051</td></tr> </table> <p><u>（H35.4.1 が引上げ可能な最終日）</u></p> <p>・ <u>当該1年後までの1年間に発生する給付額の見込み方として、影響を考慮の上、第4節-2-(3)-①-イ-【翌事業年度の給付見込額】に準じて見込むことも可。</u></p>	H31.4.1	1.1	H32.4.1	1.2	H33.4.1	1.3	H34.4.1	1.4	H35.4.1	1.5	H31.4.1	1.1	H32.4.1	1.21	H33.4.1	1.331	H34.4.1	1.4641	H35.4.1	1.61051
H31.4.1	1.1																						
H32.4.1	1.2																						
H33.4.1	1.3																						
H34.4.1	1.4																						
H35.4.1	1.5																						
H31.4.1	1.1																						
H32.4.1	1.21																						
H33.4.1	1.331																						
H34.4.1	1.4641																						
H35.4.1	1.61051																						



変更後		変更前	
(4) (略)		<u>えて財政バランスが保たれるように設定すること。</u>	(4) (略)

第6節 その他の事項

変更後		変更前	
<p>1. ～10. (略)</p> <p>11. 法第82条の2第1項に定める企業型年金（確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金（以下、「企業型年金」という））への移行</p> <p>本項で使用する「基準日」は、認可申請時の計算基準日または確定拠出年金法施行令第22条第2項第1号に定める規約が変更される日（規約変更日）とする。</p> <p>〔留意事項〕 ①～③ (略)</p> <p>④加入者および加入者であった者が負担した掛金を原資とする部分（確定拠出年金法施行令第22条第1項第1号に定める額）</p> <p>・企業型年金規約の承認基準(*)<u>(別紙1)</u>承認要件等12. <u>キ</u>. 審査要領中「厚生年金基金又は確定給付企業年金の加入員等が負担した掛金等を原資とする部分」のうち、確定給付企業年金の加入者等が負担した掛金を原資とする部分の例示①は以下のように取り扱うことが考えられる。</p> <p>(*)<u>通知「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」</u>(平成13年9月27日企国発第18号)</p> <p>(a)「加入者等が負担した掛金に基づく給付が明確となっている場合」とは、例えば以下の場合をいう。</p> <p>・<u>脱退一時金部分が元利合計もしくは元利合計に相当する額になっている等、給付設計において加入者負担掛金の終価に相当する額が合理的に区分できる場合</u></p> <p>・<u>加入者が掛金を負担する場合としない場合における給付の差額を支給する給付区分が存在したと仮定した場合に、当該給付区分が加入者の負担する掛金のみで賄われると見なされる場合</u></p>	<p>(略)</p> <p>・本項は規則第5条第4号による給付水準の引下げを行う場合の<u>取扱</u>いであって、確定給付企業年金が終了した場合はこの限りでないことに留意すること。</p> <p>(略)</p> <p>・<u>「加入者等が負担した掛金等を原資とする部分」を「加入者負担掛金元本累計」とすることは、通常、合理的な方法とはいえないと考えられる。ただし、加入者等の拠出により賄われている部分の給付額が加入者負担掛金元本累計を下回る際に規約でこれを保証することとしている場合等は、「加入者等が負担した掛金等を原資とする部分」を「加入者負担掛金元本累計」であるとみなして取り扱うことは妨げられないものと考えられる。</u></p>	<p>1. ～10. (略)</p> <p>11. 法第82条の2第1項に定める企業型年金（確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金（以下、「企業型年金」という））への移行</p> <p>本項で使用する「基準日」は、認可申請時の計算基準日または確定拠出年金法施行令第22条第2項第1号に定める規約が変更される日（規約変更日）とする。</p> <p>〔留意事項〕 ①～③ (略)</p> <p>④加入者および加入者であった者が負担した掛金を原資とする部分（確定拠出年金法施行令第22条第1項第1号に定める額）</p> <p>・企業型年金規約の承認基準(*)<u>(3)</u>承認要件等12. <u>才</u>. 審査要領中「厚生年金基金の加入員等が負担した掛金等を原資とする部分」のうち、確定給付企業年金の加入者等の加入者負担を原資とする部分の例示①は以下のように取り扱うこととする。</p> <p>(*)<u>確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について</u>（平成13年9月27日 企国発第18号 <u>平成14年3月29日改正</u>）</p> <p>(a)「加入者等が負担した掛金に基づく給付が明確となっている場合」とは、例えば以下の場合をいう。</p> <p>脱退一時金部分が元利合計もしくは元利合計に相当する額になっている等、給付設計において加入者負担掛金の終価に相当する額が合理的に区分できる場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>・本項は規則第5条第4号による給付水準の引下げを行う場合の<u>実務基準</u>であって、確定給付企業年金が終了した場合はこの限りでないことに留意すること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

変更後		変更前	
<p>(b)「当該部分に相当する額から当該部分の過去勤務債務の償却のために事業主が負担した額を控除した額」とは、例えば以下の額をいう。</p> <p>実加入者期間により算定した、加入者負担掛金の元利合計に相当する額</p> <p>・企業型年金規約の承認基準(別紙1)承認要件等12. <u>キ</u>. 審査要領に記載の例示①、②以外にも「加入者等が負担した掛金等を原資とする部分」の計算方法を定めることは可能であるが、「<u>資産のうち、加入者等の負担に基づいて行われる給付であって、基準日(規約変更日(解散又は終了にあつてはその日))までに発生しているとみなすことが合理的である給付に相当する部分</u>」であることを踏まえて合理的に定めることが必要であると<u>考えられる。</u></p> <p>12. ～14. (略)</p>	<p>・設立時に期間通算して過去勤務債務を事業主が負担した場合は、実加入者期間で元利合計を算定することにより、事業主負担控除後となる。</p> <p>(簡便計算の例示) ア. 標準モデルで加入者期間別テーブルを作成し、各人に適用する。 イ. 元本累計に、加入者期間対応の年金終価率を加入者期間で除した率を乗ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>(b)「当該部分に相当する額から当該部分の過去勤務債務の償却のために事業主が負担した額を控除した額」とは、例えば以下の額をいう。</p> <p>実加入者期間により算定した、加入者負担掛金の元利合計に相当する額</p> <p>・企業型年金規約の承認基準(3)承認要件等12. <u>ホ</u>. 審査要領に記載の例示①、②以外の<u>方法についても</u>「加入者が負担した掛金を原資とする部分」の計算方法は定めることは可能であるが、<u>波線部分の法令の規定から考えて、加入者負担元本累計にすることは適当ではない。</u></p> <p>12. ～14. (略)</p>	<p>・設立時に期間通算して過去勤務債務を事業主が負担した場合は、実加入者期間で元利合計を算定することにより、事業主負担控除後となる。</p> <p>(簡便計算の例示) ア. 標準モデルで加入者期間別テーブルを作成し、各人に適用する。 イ. 元本累計に、加入者期間対応の年金終価率を加入者期間で除した率を乗ずる。</p> <p>(略)</p>

第6節 その他の事項 (リスク分担型企業年金)

変更後		変更前	
<p>2. (略)</p> <p>5. 分割時に移換する積立金の額 (法第75条、法第77条、規則第87条の2)</p> <p>リスク分担型企業年金については、通常の算定方法(1)から(3)に加え、以下の方法により算定することができる。</p> <p>(4) 積立割合、調整率又は超過比率 <u>(以下「積立割合等」という)</u> が減少しないように定める方法 通常の算定方法による分割時積立金の額に、積立割合等が減少しないように一定率を乗じる方法</p>	<p>(略)</p> <p>・分割による積立割合等の減少が見込まれない場合は、通常の算定方法を用いる。</p> <p><u>・分割後の制度の積立割合等の計算に用いる計算基礎率については、両制度の積立割合等が減少しないように分割後の両制度の計算基礎率を同一のものとする方法のほか、分割後の各制度の人員特性の違いを踏まえた上で各制度ごとに計算基礎率を定める方法が考えられるが、適正な年金数理の範囲内で合理的な設定とすることに留意する。</u></p> <p><u>・分割と同時に給付設計の変更</u></p>	<p>2. (略)</p> <p>5. 分割時に移換する積立金の額 (法第75条、法第77条、規則第87条の2)</p> <p>リスク分担型企業年金については、通常の算定方法(1)から(3)に加え、以下の方法により算定することができる。</p> <p>(4) 積立割合、調整率又は超過比率が減少しないように定める方法 通常の算定方法による分割時積立金の額に、積立割合、<u>調整率又は超過比率</u>が減少しないように一定率を乗じる方法</p>	<p>(略)</p> <p>・分割による積立割合、<u>調整率又は超過比率</u>の減少が見込まれない場合は、通常の算定方法を用いる。</p> <p><u>(新設)</u></p>

変更後		変更前	
8.、14. (略)	<p>を行う場合には、分割前の給付設計を維持したまま分割のみを行ったと仮定した制度において積立割合等が減少しないように分割時積立金の額を算定することに留意する。</p> <p>・積立割合等の減少の有無の判定を行う基準日及び左記の一定率の計算基準日は、分割の規約変更に係る財政計算の基準日とする方法のほか、規則第87条の2第1項第1号にある分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日または分割日が属する事業年度の前事業年度の末日とすることが考えられる。</p> <p>(略)</p>	8.、14. (略)	(略)

補足事項 財政悪化リスク相当額

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金

変更後		変更前	
<p>○財政悪化リスク相当額の算定方法（リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金）</p> <p>1. 標準算定方法</p> <p>・標準算定方法での財政悪化リスク相当額は次の通りに算定する。</p> <p>リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額</p> $= \sum_{6 \text{資産}} \text{各リスク係数対象資産残高} \times \text{各リスク係数}$ <p>財政悪化リスク相当額          = リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額          × Min（リスク係数対象資産の合計額＋その他の資産の額、通常予測給付額の現価）          ／リスク係数対象資産の合計額</p> <p>・事業年度末日以外を計算基準日とした財政計算を行う場合で、資産構成割合の特定が難しいケースにおいては、合理的な推計として、直近の財政決算時の資産構成割合を計算基準日の資産額に乗じてリスク係数対象資産額に区分することも可とする。</p>	<p>・標準算定方法は、リスク算定告示第2条第1項に規定する算定方法を指す。</p> <p>・資産は規約型企業年金の事業主又は企業年金基金（以下、「事業主等」という。）が法令等に基づき区分する。</p> <p>・事業報告書の資産区分を、事業主等が法令等に基づき区分したものとみなすことは可能（特別算定方法において資産を区分する場合も同じ）。</p> <p>・リスク係数およびリスク係数対象資産とは、リスク算定告示別表に定められているリスク係数および6資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、一般勘定、短期資産）を指す。</p>	<p>○財政悪化リスク相当額の算定方法（リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金）</p> <p>1. 標準算定方法</p> <p>・標準算定方法での財政悪化リスク相当額は次の通りに算定する。</p> <p>リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額</p> $= \sum_{6 \text{資産}} \text{各リスク係数対象資産残高} \times \text{各リスク係数}$ <p>財政悪化リスク相当額          = リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額          × Min（リスク係数対象資産の合計額＋その他の資産の額、通常予測給付額の現価）          ／リスク係数対象資産の合計額</p> <p>・事業年度末日以外を計算基準日とした財政計算を行う場合で、資産構成割合の特定が難しいケースにおいては、合理的な推計として、直近の財政決算時の資産構成割合を計算基準日の資産額に乗じてリスク係数対象資産額に区分することも可とする。</p>	<p>・標準算定方法は、リスク算定告示第2条第1項に規定する算定方法を指す。</p> <p>・資産は規約型企業年金の事業主又は企業年金基金（以下、「事業主等」という。）が法令等に基づき区分する。</p> <p>・事業報告書の資産区分を、事業主等が法令等に基づき区分したものとみなすことは可能（特別算定方法において資産を区分する場合も同じ）。</p> <p>・リスク係数およびリスク係数対象資産とは、リスク算定告示別表に定められているリスク係数および6資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、一般勘定、短期資産）を指す。</p>

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金

変更後		変更前	
<p>2. ～4. (略)</p> <p>5. 特別算定方法の例示</p> <p>(1) 価格変動リスク</p> <p>・価格変動リスクの特別算定方法の例示として、標準算定方法に準じる方法や TVaR による方法を挙げるが、例示以外でもリスクシナリオを設定する方法等が考えられる。</p> <p>(略)</p>	<p>・「各リスク係数対象資産残高」、「その他の資産の額」及び「リスク係数対象資産の合計額」は、計算基準日における額とする</p> <p>・その他の資産とは、リスク係数対象資産以外の資産を指す。</p> <p><u>・給付区分特例を実施している場合であって、区分別に資産運用している場合には給付区分ごとに区分された資産額により財政悪化リスク相当額を計算することに留意する。ただし、一括運用している場合には制度全体で算定した財政悪化リスク相当額を資産額の比により按分する等の方法により合理的に計算し、それぞれの給付区分に配分することが考えられる。</u></p> <p>・例示に基づく方法であっても妥当とならない場合があることに留意する。</p> <p>・財政悪化リスク相当額を算定するために必要となる、保有資産のリスク/リターン等の前提条件は、事業主等が主体的に決定することに留意すること。</p> <p><u>・給付区分特例を実施している場合であって、区分別に資産運用している場合には給付区分ごとに区分された資産額により財政悪化リスク相当額を計算することに留意する。ただし、一括運用している場合には制度全体で算定した財政悪化リスク相当額を資産額の比により按分する等の方法により合理的に計算し、それぞれの給付区分に配分することが考えられる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>2. ～4. (略)</p> <p>5. 特別算定方法の例示</p> <p>(1) 価格変動リスク</p> <p>・価格変動リスクの特別算定方法の例示として、標準算定方法に準じる方法や TVaR による方法を挙げるが、例示以外でもリスクシナリオを設定する方法等が考えられる。</p> <p>(略)</p>	<p>・「各リスク係数対象資産残高」、「その他の資産の額」及び「リスク係数対象資産の合計額」は、計算基準日における額とする</p> <p>・その他の資産とは、リスク係数対象資産以外の資産を指す。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>・例示に基づく方法であっても妥当とならない場合があることに留意する。</p> <p>・財政悪化リスク相当額を算定するために必要となる、保有資産のリスク/リターン等の前提条件は、事業主等が主体的に決定することに留意すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金

変更後		変更前	
6. (略)	(略)	6. (略)	(略)

付録1：確定給付企業年金に関する様式マニュアル

変更後		変更前	
本マニュアルは、法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるもの」を作成する場合に、参考となる記載方法を説明する資料である。		本マニュアルは、法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるもの」を作成する場合に、参考となる記載方法を説明する資料である。	
目次		目次	
第1項 様式(「簡易な基準」を除く)	…………… 15 <u>2</u>	第1項 様式(「簡易な基準」を除く)	…………… 15 <u>0</u>
第2項 様式(「簡易な基準」)	…………… 18 <u>2</u>	第2項 様式(「簡易な基準」)	…………… 18 <u>0</u>

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

変更後		変更前		
(略)		(略)		
様式C4-ウ' 積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類(非継続基準)	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様式C7-イの1のチェック事項に該当しない場合で、当分の間の各事業年度の財政検証において、積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に必要額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)附則第4条及び規則第59条第1項に基づき掛金を拠出することとする場合に作成する。</li> </ul> <p>2. 積立比率の推計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>推計金額 百万円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した値を記載する。</li> <li>積立比率 小数点以下3桁目を切り捨てた値を記載する。</li> <li>推計の前提</li> </ul>	様式の脚注の再掲	<p>様式C4-ウ' 積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類(非継続基準)</p> <p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様式C7-イの1のチェック事項に該当しない場合で、当分の間の各事業年度の財政検証において、積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に必要額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)附則第4条及び規則第59条第1項に基づき掛金を拠出することとする場合に作成する。</li> </ul> <p>2. 積立比率の推計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>推計金額 百万円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した値を記載する。</li> <li>積立比率 小数点以下3桁目を切り捨てた値を記載する。</li> <li>推計の前提</li> </ul>	<p>様式の脚注の再掲</p> <p><u>(新設)</u></p>
	<p>・翌事業年度から開始する回復計画を作成する場合は、<u>「実際の特例掛金拠出期間となる翌々事業年度以降の拠出だけでは翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内では積立比率が</u></p>			

変更後			変更前		
(略)	推計に用いた前提を、備考として欄外に記載することができる。 特に、数理上資産額を使用した場合はその旨を記載する。	<u>1.0を下回る」などの財政運営上の留意点を記載する。</u>	(略)	推計に用いた前提を、備考として欄外に記載することができる。 特に、数理上資産額を使用した場合はその旨を記載する。	(略)
様式C7- ア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
決算に関する報告書 (表紙)	1.、2. (略) 3. 作成時の留意事項 ・本 <u>ガイドンス</u> に再掲している以外の様式の脚注にも留意する。	(略)	様式C7- ア	1.、2. (略) 3. 作成時の留意事項 ・本 <u>実務基準</u> に再掲している以外の様式の脚注にも留意する。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第1項 様式(「簡易な基準」を除く) (リスク分担型企業年金)

変更後			変更前		
(略)	○作成時の留意事項		(略)	○作成時の留意事項	
様式C7- イの5	・リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額(第2項に基づき変更した場合には変更後の額)を記載し、数理債務は記載しないこと。		様式C7- イの5	・リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額(第2項に基づき変更した場合には変更後の額)を記載し、数理債務は記載しないこと。	
数理債務及び責任準備金	・リスク分担型企業年金においては、「備考」欄に今後の調整率を記載すること。	様式の脚注3の再掲 調整率は、適用する年度に応じて記載する。	数理債務及び責任準備金	・リスク分担型企業年金においては、「備考」欄に今後の調整率を記載すること。	様式の脚注3の再掲 調整率は、適用する年度に応じて記載する。
	・「備考」欄に記載する今後の調整率を使用して通常予測給付現価を算定すること。 <u>ただし、規則第25条の2第1項第2号イに該当する場合には、「備考」欄に記載した端数処理後の調整率によらず、「通常予測給付現価」の合計欄に「給付財源から財政悪化リスク相当額を控除した額」を記載すること。また、規則第25条の2第1項第2号ロに該当する場合には、「通常予測給付現価」の合計欄に「給付財源」を記載すること。</u>	・ <u>調整率の適用を1年後とした場合や調整率を複数年度にわたり段階的に引き上げまたは引き下げる場合にあっては、通常予測給付現価の区分(将来加入者、現在加入者(将来分)、現在加入者(過去分)、年金受給者、待期者、その他の受給者)ごとに調整率が変動する影響を考慮して算定した額、または、各区分の調整前通常予測給付現価に調整後通常予測給付現価の合計額を調整前通常予測給付現価の合計額で除して得た率を一律に乗じた額を記載する。</u>		・「備考」欄に記載する今後の調整率を使用して通常予測給付現価を算定すること。	<u>(新設)</u>

変更後			変更前		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2項 様式(「簡易な基準」)

変更後			変更前		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
様式C7-ア	1.、2. (略)	(略)	様式C7-ア	1.、2. (略)	(略)
決算に関する報告書 (表紙)	3. 作成時の留意事項 ・本ガイドンスに再掲している以外の様式の脚注にも留意する。	(略)	決算に関する報告書 (表紙)	3. 作成時の留意事項 ・本実務基準に再掲している以外の様式の脚注にも留意する。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

以上